

【Q&A集】介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業（令和2年8月5日時点）

（※1）当該Q&Aは、県に問合せのあった質問と、厚生労働省が示しているQ&Aから特に重要と思われる内容を抽出し、県版Q&Aとして整理したものです。（厚生労働省のQ&A集については、下記HPからご確認くださいませ）

（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

（※2）「本補助金交付要綱」：鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）交付要綱（令和2年7月17日付第202000104750号）

| 掲載日 | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | R2.8.6 申請のタイミングを教えてください。（感染対策を実施した後に申請するのか？あるいは見積り予定額で申請しても良いのか？） | 特に申請のタイミングは決まっています。感染対策を実施し支出額が固まった後に申請することも可能ですし、今後の支出予定額を見積もって申請していただくことも可能です。 また、申請日時点で発生している経費（令和2年4月1日以降に支出したものに限り）と、令和3年3月31日までに購入予定の経費を合わせて申請することも可能です。 <u>ただし、申請期限は、令和3年2月26日までにとなりますので、ご留意願います。</u> （例）申請日までに支出した感染症対策費：30万円 申請後の支出予定額：50万円の場合、80万円申請することが可能。 <u>なお、申請は原則、1回限りでお願いします。（複数回にわたって申請することは控えていただきますようお願いいたします）</u> |
| 2 | R2.8.6 支援金の振込日と振込先を教えてください。 | 振込時期は申請月の翌月末日となります。国保連に申請した場合は国保連登録口座に、県に申請した場合は県に登録した口座にお振込みします。 |
| 3 | R2.8.6 事業完了後は県に実績報告書を提出する必要があるが、実績額が概算で受け取った支援金額を下回った場合は過払い分を返納する必要があるのか？また、逆に実績額が概算で受け取った支援金額を上回った場合、差額分を追加で受け取ることはできるのか？ | ○支援金概算払額＞実績額（支出額）・・・差額を県に返納していただきます。（80万円を概算払で受け取り、50万円支出した場合⇒30万円を返納） ○支援金概算払額＜実績額（支出額）・・・差額を追加で受け取ることはできません。（80万円を概算払で受け取り、100万円支出した場合⇒差額の20万円を追加で受け取ることはできない） |
| 4 | R2.8.6 当法人は2事業所（通所リハビリテーション事業所と居宅介護支援事業所）があるのですが、先に居宅分の申請を行ってもよろしいでしょうか。通所リハビリテーション事業所の経費をまとめるのに時間がかかり、月末までの申請に間に合わないため、お伺いします。 | 当該補助金については、極力、1回による申請をお願いしておりますので、通所リハビリテーション事業所の計画が固まった段階で申請していただきますようお願いいたします。 |
| 5 | R2.8.6 リーフレットにおいて、Q&A中、Q1の青字※印、「ただし、国保連に介護報酬請求を行っていない事業所は鳥取県に直接申請してください」とあります。当法人では通所介護事業所と訪問介護事業所、軽費老人ホーム（特定の指定を受けていない）を運営している。この場合、法人で一括して通所介護事業所と訪問介護事業所の申請書を国保連に提出し、軽費老人ホーム分はこれとは別に県に申請すればよろしいでしょうか？ | お見込のとおりです。 |

| | | | |
|----|--------|--|--|
| 6 | R2.8.6 | 鳥取県と別の県で事業を行っている場合、それぞれの県に対して請求をするのか、それとも本部がある鳥取県で一括で請求するのか？ | それぞれの県に対して申請をお願いします。 ※本県に提出分については、鳥取県に所在する事業所のみをとりまとめてください。 |
| 7 | R2.8.6 | 複数の事業所等を有する法人は支給申請及び実績報告を一括で行うとされている。この場合、県へ一括申請するとして、介護分野と障がい分野も併せて一括支給申請及び実績報告が可能なのか。 | 介護分と障がい分は別々の補助金になりますので、申請及び実績報告は別々に作成・提出していただく必要があります。 |
| 8 | R2.8.6 | 本補助金（鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分））【第二次補正分】の「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業」と、「鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金【第一次補正分】（令和2年5月22日第202000074670号）（ https://www.pref.tottori.lg.jp/292084.htm ）は、いずれも感染対策に係るかかりまし経費を支援対象としているが、両者の違いを教えてください。 | 本補助金の「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業」は、利用者又は職員に感染者が発生しているか否かを問わず、感染対策に取り組む事業所を対象にしています。一方、サービス継続支援事業補助金（一次補正分）は、利用者や職員に陽性者又は濃厚接触者が発生した事業所等を対象に、そのかかりまし経費を支援することを目的としています。 |
| 9 | R2.8.6 | 「鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金」は、鳥取市の事業所は対象になっていなかったが、本補助金（鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分））は、鳥取市内の事業所も申請することが可能か？ | 本補助金（鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分））【第二次補正分】は、鳥取市も含めた県内の事業所を対象にしております。 |
| 10 | R2.8.6 | サービス継続支援事業と本補助金の併給は可能でしょうか？ また、サービス継続支援事業においては、「（割増）賃金・手当」が支援対象経費として認められていましたが、本補助金の「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業」においては支援対象経費に示されていないため、対象外と理解してよいでしょうか。 | 両補助金は対象経費は重複するものがありますが、それぞれ目的が異なるものであり、例えばサービス継続支援事業は新型コロナウイルス感染症が発生した施設等を対象にするものです。このため、対象経費が重複しない限り併給は可能です。また、本補助金では、サービス継続支援事業の対象経費である「職員の（割増）賃金、手当」は対象にしておりません。 |
| 11 | R2.8.6 | 介護報酬や他の補助金で措置されているものに、重複して本補助金を当てることはできないとされているが、他の補助金における事業所の自己負担部分にこの事業の補助を充てることはできないと理解してよろしいでしょうか？ （例）他の補助金で衛生用品を購入し2分の1補助を受けている場合に、自己負担部分の残り2分の1に本補助金を充てることが可能か？ | 原則他の補助金で補助を受けている場合の自己負担部分に本補助金を充てることはできません。 |
| 12 | R2.8.6 | 「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業」で各事業所ごとに基準単価があるが、併設事業所で共有して使う物に関しては合算して計上してよいのか？（例えば施設とデイが共有して使う自動車の購入の場合、デイだけでは資金が足りないが施設とデイを合算すれば賄える場合はそういう使い方も認められるのか？それか車両使用量を按分したらよいのか？） | 可能です。（事業実施計画書（様式2個票）の用途・品目・数量等の欄に、按分したことが分かるよう記載してください。（例：車両購入費：1,000,000円（車両価格1,500,000円、うち特養分1,000,000円、デイ分500,000円）） ただし、住所が異なる事業所等、同一の車両を使うことが想定されない場合は、上記のような取扱いは認められませんのでご留意願います。 また、本補助金以外の補助金との按分は認められません。（同一の補助対象に、本補助金〇円、他の補助金〇円と充てることは不可） |

| | | | |
|----|--------|---|---|
| 13 | R2.8.6 | 介護サービス提供支援事業により、簡易居室を整備する場合、需要の集中により納期が伸びること等も想定されますが、令和3年度に繰り越して執行することはできますか | 当補助金は、令和2年度事業分のみを対象としています。このため、令和2年度から年度をまたがる修繕費等にかかる経費は補助対象外になります。 |
| 14 | R2.8.6 | 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホームについて、（介護予防）特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合でも、支援の対象として良いですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 15 | R2.8.6 | サービス付き高齢者向け住宅について、有料老人ホームに該当しない事業所については、支援対象とならないと理解して良いですか。 | 有料老人ホームに該当しないサ高住も対象となります。 |
| 16 | R2.8.6 | みなし指定を受けている医療機関も支援対象ですが、これまで介護報酬を請求したことのない（介護サービスを提供したことのない）医療機関が、介護サービス分に係る感染症対策のためのかかりまし経費の補助を受けることはできないという解釈で良いでしょうか。 | 介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に介護報酬の請求実績があるものは補助対象となります。 |
| 17 | R2.8.6 | 緊急包括支援事業①介護サービス提供支援事業について、地域包括支援センターは対象となりますか。対象となる場合、別添の単価表に項目がありませんが、どのように申請するのでしょうか。 | 別表1の（※1）において、「介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所とおなじとする」という部分で適用いたします。 |
| 18 | R2.8.6 | 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業における支援対象経費の対象期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日と考え、交付決定前の支出や今後、購入を見込む衛生用品を補助対象としてよいでしょうか。 | お見込みのとおり4月1日の経費から対象となり、購入を見込むものについても対象となります。 |
| 19 | R2.8.6 | 支援金について、令和2年4月1日以降に購入したもののみが対象となりますか。 | 4月1日以降に購入（発注）したものであれば対象となります。 |
| 20 | R2.8.6 | 支援対象経費のリース費用は、R3.3末までの月割費用が対象でしょうか。それとも、全リース期間の費用が対象となりますか。 | 年度末までの費用が対象となります。 |
| 21 | R2.8.6 | 対象経費の期間の終期は、申請日までに発生した経費と解して良いでしょうか。 | 申請日時時点で発生している経費のほか、購入予定経費も対象になります。 |
| 22 | R2.8.6 | 介護サービス提供支援事業における支援対象者について、「令和2年4月以降、感染症対策を徹底したうえで、サービスを提供するために必要なかかり増し経費・・・」とあるため、要請を受けての休業又は自主休業期間中に発生（支出）した費用は対象とならないのでしょうか。 | 当該費用については、鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金（第一次補正分）の活用をお願いします。 |
| 23 | R2.8.6 | 新型コロナウイルス感染症の第2波以降の発生時期と、季節性インフルエンザの時期と重なった場合に「インフルエンザ対策」を含む広い感染症対策として購入するものについて、当該補助の対象として良いでしょうか。 | 対象として差し支えありません。 |
| 24 | R2.8.6 | 支援金のかかり増し経費の支援対象経費について、衛生用品等の感染症対策に要する物品購入とありますが、空気清浄機も対象に含まれますか | 空気清浄機や体温測定器等も対象と考えます。 |
| 25 | R2.8.6 | 訪問看護、訪問リハビリテーション等については、同一事業所が医療保険と介護保険の両方でサービスを提供することがありますが、その場合のかかり増し経費は、按分により医療分・介護分それぞれで申請が可能であり、その場合それぞれのサービスの上限額まで申請ができるという認識でよろしいでしょうか。 | 医療、介護それぞれの事業においてかかりまし費用が発生していると考えますので、お見込みのとおりです。 ただし、同一の対象経費に、医療分と介護分の両方の補助金を充てることはできません。 |
| 26 | R2.8.6 | 現在使用している自動車は、古くエアコンが壊れているため、車内の換気が出来ません。窓を開けることは出来ますが、利用者の危険が伴います。今後の感染拡大防止を考えると、新しく自動車を購入して対応したいのですが対象となりますか。今後も同様の質問が想定されますが、老朽化している部品や物品の更新により感染拡大防止対策に繋がるのであれば、経費はかかり増しとして扱って良いでしょうか。 | 新型コロナウイルス感染症対策に資するものであれば対象として差し支えありません。 |

| | | | |
|----|--------|--|--|
| 27 | R2.8.6 | <p>「感染症を徹底した上での介護サービス提供支援事業」と「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の併用について、以下の形での申請は可能でしょうか。</p> <p>例) 通所スタッフ（通常規模事業所）が利用者宅に赴き介護サービスを提供するための専用車を購入する場合、「感染症を徹底した上での介護サービス提供支援事業」で基準額満額の申請を行い、「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」で基準額満額を申請し、1台の自動車を購入。</p> | <p>在宅サービス事業所は左記の両事業の目的を踏まえ、両事業に申請を行うことが可能です。両事業は対象経費は重複するものがあるため、目的を整理した上で各事業所の状況に応じた形として申請して差し支えありません。左記の方法も可能として差し支えありません。</p> |
| 28 | R2.8.6 | <p>実施要綱3（1）①「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」について、介護老人保健施設が空床利用で短期入所療養介護を実施している場合、介護老人保健施設分と短期入所療養介護分の両方の交付を受けることができますか。</p> <p>例) 入所定員100名の介護老人保健施設 介護老人保健施設分：38千円×100名＝3,800千円 短期入所療養介護分：44千円×100名＝4,400千円 合計：8,200千円</p> <p>また、両方の交付を受けることができない場合、全定員分（例の場合100名）について、基準単価が大きい短期入所療養介護分として交付を受けることができますか。</p> | <p>施設系サービスで空床利用型の短期入所を行っている場合の取扱は以下のとおりとします。</p> <p>①本体施設分→本体施設の定員×基準単価 ②短期入所（空床利用型）→前年度の1月当たり平均利用者数×基準単価を用いることとします。</p> |
| 29 | R2.8.6 | <p>空床利用の短期入所療養介護について、前年度の平均利用者数は、小数点以下切り上げで良いでしょうか。（4.35名の場合は5名。）</p> | <p>差し支えありません。</p> |
| 30 | R2.8.6 | <p>介護サービス提供支援事業における短期入所事業所について、単独だけでなく特養等に併設の短期入所支援事業所についても、定員×基準額（44千円）で補助してよろしいでしょうか。</p> | <p>併設型の短期入所については、左記の取扱でかまいません。</p> |
| 31 | R2.8.6 | <p>①「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」と②「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」は施設が対象となるかならないかと補助上限額の違いだけで同じ事業に思えるのだが大きな違いは何でしょうか。</p> | <p>在宅サービスにおいては、新型コロナの影響により休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、①に加えて②を設定しています。</p> |
| 32 | R2.8.6 | <p>感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業について</p> <p>質問) 特養100床、ショート10床、デイ（通常規模）が併設されている施設の上限額は、以下のとおりでしょうか。</p> <p>(38,000円×100床) + (44,000円×10床) + 892,000円 = 5,132,000円</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |